修正前	修正後	備考欄
小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業 実施方針(案) 令和８年７月 神奈川県内広域水道企業団	小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業 実施方針(案) 令和８年１１月 神奈川県内広域水道企業団	・変更

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>

〇用語の定義

用語	定義
…	…
本事業	神奈川県内広域水道企業団 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業による事業をいう。
本施設	本事業の対象施設をいう。
…	…
落札者決定基準	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準。
…	…

（略）

第１　本事業の概要

１　事業の目的

小雀ポンプ場は、小雀調整池から朝比奈調整池まで浄水を揚水するためのポンプ場である。無人の施設であり、水運用センターから職員が遠隔で監視制御している。施設の維持管理については水運用センターの職員が実施している。また、設備の精密点検やその他定期修繕は専門業者に委託しており、職員はその監督業務を実施している。

当該施設は長時間の送水停止が困難であるため、既存設備の状況を把握し、継続運用下で設備更新する方法を検討する必要がある。また、施設が狭隘であり、各工種が密接に関連しているため、一部工程の遅れが全体に波及する可能性があり、作業ステップや作業ヤード等の密接な調整といった総合的な施工管理が必要となる。

そこで本事業では、事業者の創意工夫が最大限に発揮され、より効率的に整備がされることを期待して、ポンプ場の維持管理業務も含めたＤＢＭ方式による電気及び機械設備等の増設と更新を実施するものである。

</td>
<td>

〇用語の定義

用語	定義
…	…
本事業	神奈川県内広域水道企業団 小雀ポンプ場電気機械設備等整備事業をいう。
対象施設	小雀ポンプ場（小雀調整池を一部含む）をいう。
…	…
落札者決定基準	本事業の総合評価方式による一般競争入札に係る申込のうち、価格その他の条件が企業団にとって最も有利なものを決定するための基準をいう。
…	…

（略）

第１　本事業の概要

１　事業の目的

小雀ポンプ場は、小雀調整池から朝比奈調整池まで浄水を揚水するためのポンプ場である。無人の施設であり、水運用センターから職員が遠隔で運転操作及び監視を行っている。施設の維持管理については水運用センターの職員が実施している。また、設備の精密点検やその他定期修繕は専門業者に委託しており、職員はその監督業務を実施している。

当該施設は長時間の送水停止が困難であるため、既存設備の状況を把握し、継続運用下で設備更新する方法を検討する必要がある。また、施設が狭隘であり、各工種が密接に関連しているため、一部工程の遅れが全体に波及する可能性があり、作業ステップや作業ヤード等の密接な調整といった総合的な施工管理が必要となる。

そこで本事業では、事業者の創意工夫を最大限に発揮し、より効率的な整備を実現するため、ポンプ場の維持管理業務を含む DBM 方式により、電気設備及び機械設備等の増設・更新を実施するものである。

</td>
<td>

・変更

・変更

・変更

・変更

・変更

</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	備考欄
２　事業内容に関する事項 （略） **（４）事業形態** ア　本事業の方式 （ア）設計及び施工並びに維持管理業務委託一括発注方式（ＤＢＭ方式） （イ）本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。 （ウ）本事業は、事業者によるＳＰＣ（特別目的会社）設立は予定していない。 イ　対象業務範囲 本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。 （ア）設計業務 （イ）施工業務 （ウ）維持管理業務 a　日常点検業務（週例点検、月例点検、年次点検） b　保守修繕業務（精密点検、計画修繕） c　計画外修繕業務 d　その他（警報等の障害発生時の対応） （略） オ　本事業期間終了後の措置 企業団は、事業期間終了後もポンプ場を継続して使用するため、事業者は企業団又は次期事業者に適切に引き継ぎを行うこと。なお、事業期間終了時点において、本事業で整備した全ての設備の保持すべき性能に関する事項については、要求水準書等で示す。 （５）本事業に関連する主な法令等 事業者は、本事業を実施するにあたり、以下の関係法令等を遵守すること。 また、事業者は、常に最新の関係法令等を把握し、事業内容に影響のある改正や改訂等があった場合には、企業団と協議のうえ、その扱いを定める。 詳細は、要求水準書で示す。 本事業に関連する関係法令等 （略）	**２　事業内容に関する事項** （略） **（４）事業形態** ア　本事業の方式 （ア）設計及び施工並びに維持管理業務委託一括発注方式（ＤＢＭ方式） （イ）本事業については、水道法第 24 条の 3 に規定する第三者委託は適用しない。 （ウ）本事業は、事業者によるＳＰＣ（特別目的会社）設立は認めない。 イ　対象業務範囲 本事業において、事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は、要求水準書による。 （ア）設計業務 （イ）施工業務 （ウ）維持管理業務 a　日常点検業務（週例点検、月例点検、年次点検） b　保守修繕業務（精密点検、計画修繕） c　計画外修繕業務 d　緊急時対応業務 （略） オ　本事業期間終了後の措置 企業団は、事業期間終了後もポンプ場を継続して使用するため、事業者に対し、企業団又は次期事業者への適切な引継ぎを求める。なお、事業期間終了時点において、本事業で整備した全ての設備が保持すべき性能に関する事項については、要求水準書等で示す。 （５）本事業に関連する主な法令等 事業者は、本事業を実施するにあたり、以降の関係法令等を遵守すること。 また、事業者は、常に最新の関係法令等を把握し、事業内容に影響のある改正や改訂等があった場合には、企業団と協議のうえ、その扱いを定める。 詳細は、要求水準書で示す。 本事業に関連する主な関係法令等 （略）	・変更 ・変更 ・変更 ・変更

修正前

3　対象施設

（１）対象施設の概要

ア　既設設備の概要

設計及び工事の対象施設は小雀ポンプ場であり、本事業に関連する既設設備の概要を表１－１に示す。

表１－１　既設設備の概要

主要設備	数量	仕様	設置年度	備考
送水ポンプ（小） 1 号及び 3 号	2 台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,100kW	H4	VVVF装置による速度制御（H29～） 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
送水ポンプ（大） 2 号	1 台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力；1,450kW	H11	セルビウス装置による速度制御 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
特高受変電設備	1 式	受電電圧：66kV 常用・予備２回線受電 絶縁方式：SF6 変圧器容量：4,000kVA×2	H12	契約電力は1,800kW （令和７年７月時点）
高低圧電気設備	1 式	－	S62～ H4	－
監視制御装置	1 式	－	H24	－
非常用発電設備	1 台	機関：ガスタービン 定格出力：2,000kVA	H25	地下タンクに 24 時間連続稼働可能な燃料を備蓄（20,000L）
ポンプ棟	1 棟	鉄筋コンクリート造	S60 頃	－
受変電棟	1 棟	鉄筋コンクリート造	S60 頃	－
小雀調整池	2 池	鉄筋コンクリート造 有効容量：15,000 ㎥×2	S53 頃	池へ流入・流出する管の弁室に水量・水質の計測設備等を設置

（略）

修正後

3　対象施設

（１）対象施設の概要

ア　既設設備の概要

設計及び工事の対象施設は小雀ポンプ場であり、本事業に関連する既設設備の概要を表１－１に示す。

表１－１　既設設備の概要

主要設備	数量	仕様	設置年度	備考
送水ポンプ（小） 1 号及び 3 号	2 台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,100kW	H4	VVVF装置による速度制御（H29～） 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
送水ポンプ（大） 2 号	1 台	種類：横軸両吸込渦巻ポンプ 電動機出力：1,450kW	H11	セルビウス装置による速度制御 吐出弁はロート弁方式（油圧駆動）
特高受変電設備	1 式	受電電圧：66kV 常用・予備２回線受電 絶縁方式：SF6 変圧器容量：4,000kVA×2	H12	契約電力は1,800kW （令和８年４月時点）
高低圧電気設備	1 式	－	S62～ H4	－
監視制御装置	1 式	－	H24	－
非常用発電設備	1 台	機関：ガスタービン 定格出力：2,000kVA	H25	地下タンクに 24 時間連続稼働可能な燃料を備蓄（20,000L）
ポンプ棟	1 棟	鉄筋コンクリート造	S60 頃	－
受変電棟	1 棟	鉄筋コンクリート造	S60 頃	－
小雀調整池	2 池	鉄筋コンクリート造 有効容量：15,000 ㎥×2	S53 頃	池へ流入・流出する管の弁室に水量・水質の計測設備等を設置

（略）

備考欄

・変更

・変更

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>
表１－２　小雀ポンプ場立地条件
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="4">内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画区域</td><td colspan="4">都市計画区域内</td></tr>
<tr><td colspan="2">市街化区域</td><td colspan="4">市街化調整区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途地域</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火区域</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">高度地区</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地造成工事規制区域</td><td colspan="4">宅地造成工事規制区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地周辺の用途区域</td><td colspan="4">別紙２参照</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">接道種別</td><td>北側</td><td>南側</td><td>東側</td><td>西側</td></tr>
<tr><td>－</td><td>建築基準法第42条第1項1号</td><td>建築基準法第43条第2項第1号の認定又は同項第2号の許可を要する道路状空地</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">容積率</td><td colspan="4">80%</td></tr>
<tr><td colspan="2">建ぺい率</td><td colspan="4">50%</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ制限</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">日影規制</td><td>対象</td><td colspan="4">軒の高さが7mを超える建築物又は、地階を除く階数が3以上の建築物</td></tr>
<tr><td>平均地盤面からの高さ</td><td colspan="4">1.5m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日影規制時間</td><td colspan="3">5m＜敷地境界線からの水平距離≦10m</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td colspan="3">10m＜敷地境界線からの水平距離</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">北側制限</td><td colspan="4">規制あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">騒音規制
（法・条例）</td><td>午前8時～午後6時</td><td colspan="2">午前6時～午前8時
午後6時～午後11時</td><td>午後11時～午前6時</td></tr>
<tr><td>55 デシベル</td><td colspan="2">50 デシベル</td><td>45 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">振動規制
（法・条例）</td><td colspan="2">午前8時～午後7時</td><td colspan="2">午後7時～午前8時</td></tr>
<tr><td colspan="2">60 デシベル</td><td colspan="2">55 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭防止法</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">景観条例</td><td>届出対象</td><td colspan="4">届出不要</td></tr>
<tr><td>ゾーン区分</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂災害区域等</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">がけ条例</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋蔵文化財包蔵地（遺跡）</td><td colspan="4">一部該当（神奈川県教育委員会に照会済）</td></tr>
<tr><td colspan="2">バリアフリー条例</td><td colspan="4">本事業に影響しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">中高層建築物</td><td colspan="4">高さが15mを超える建築物等の場合該当※本事業には影響しない</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>
表１－２　小雀ポンプ場立地条件
<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="4">内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">都市計画区域</td><td colspan="4">都市計画区域内</td></tr>
<tr><td colspan="2">市街化区域</td><td colspan="4">市街化調整区域</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途地域</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">防火区域</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">高度地区</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">宅地造成工事規制区域</td><td colspan="4">該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地周辺の用途区域</td><td colspan="4">別紙２参照</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">接道種別</td><td>北側</td><td>南側</td><td>東側</td><td>西側</td></tr>
<tr><td>－</td><td>建築基準法第42条第1項1号</td><td>建築基準法第43条第2項第1号の認定又は同項第2号の許可を要する道路状空地</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">容積率</td><td colspan="4">80%</td></tr>
<tr><td colspan="2">建ぺい率</td><td colspan="4">50%</td></tr>
<tr><td colspan="2">高さ制限</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">日影規制</td><td>対象</td><td colspan="4">軒の高さが7mを超える建築物又は、地階を除く階数が3以上の建築物</td></tr>
<tr><td>平均地盤面からの高さ</td><td colspan="4">1.5m</td></tr>
<tr><td rowspan="2">日影規制時間</td><td colspan="3">5m＜敷地境界線からの水平距離≦10m</td><td>3時間</td></tr>
<tr><td colspan="3">10m＜敷地境界線からの水平距離</td><td>2時間</td></tr>
<tr><td colspan="2">北側制限</td><td colspan="4">規制あり</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">騒音規制
（法・条例）</td><td>午前8時～午後6時</td><td colspan="2">午前6時～午前8時
午後6時～午後11時</td><td>午後11時～午前6時</td></tr>
<tr><td>55 デシベル</td><td colspan="2">50 デシベル</td><td>45 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">振動規制
（法・条例）</td><td colspan="2">午前8時～午後7時</td><td colspan="2">午後7時～午前8時</td></tr>
<tr><td colspan="2">60 デシベル</td><td colspan="2">55 デシベル</td></tr>
<tr><td colspan="2">悪臭防止法</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td rowspan="2">景観条例</td><td>届出対象</td><td colspan="4">届出不要</td></tr>
<tr><td>ゾーン区分</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">土砂災害区域等</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">がけ条例</td><td colspan="4">非該当</td></tr>
<tr><td colspan="2">埋蔵文化財包蔵地（遺跡）</td><td colspan="4">一部該当（神奈川県教育委員会に照会済）</td></tr>
<tr><td colspan="2">バリアフリー条例</td><td colspan="4">本事業に影響しない</td></tr>
<tr><td colspan="2">中高層建築物</td><td colspan="4">高さが15mを超える建築物等の場合該当※本事業には影響しない</td></tr>
</table>
（略）
</td>
<td>・変更</td>
</tr>
</table>

修正前

（２）整備対象設備及び主な整備内容

本事業の整備対象設備と主な整備内容を表１−３に示す。整備対象設備の詳細は別紙３に示す。

表１－３　整備対象設備及び整備内容

整備対象設備		整備内容
送水ポンプ	電動機及びポンプ	1号と3号は更新又は流用（オーバーホールを含む） 2号は更新、4号は新設
	速度制御装置	全てVVVF方式とする 1号、2号、3号は更新、4号は新設
冷却水ポンプ		電動機及びポンプ軸受に対する冷却方式に 水冷を採用する場合は冷却水配管と併せて更新
油圧設備（貯油槽、油圧ポンプ等）		吐出弁の弁方式変更に伴い撤去
ポンプ室弁類（吐出弁、仕切弁等）		1号、2号、3号吐出弁はバタフライ弁＋逆止弁で更新、 4号はポンプ周りの弁を全て新設 その他はバルブコントローラのみ更新
調整池弁類（仕切弁、バタフライ弁、バイパス弁等）		バルブコントローラのみ更新
特高受変電設備（ガス絶縁開閉装置、主変圧器）		環境配慮型設備で更新
高低圧電気設備	アクティブフィルタ盤等	撤去
	その他（配電盤、分電盤等）	更新 進相コンデンサ盤は受変電棟とポンプ棟で統合 低圧分電盤は維持管理性を考慮した2系統分割構成
非常用発電設備	地下燃料タンク	40,000Lの燃料タンクを増設
	非常用発電設備	流用
	その他（電気盤、ポンプ等）	タンク増設に伴う改造（既設メーカーに別途発注）
監視制御装置	中央処理装置	小雀ポンプ場管理室から主要機器を操作可能となるよう更新 分散制御方式とし、水運用センター管理室においても小雀ポンプ場と同様の監視制御ができる機器を整備
	PLC盤	最適な冗長化を図り更新
	リモート入出力装置	更新、受変電系はポンプ棟電気室に集約
	その他（ポンプ盤、計装盤等）	更新 油圧設備関連の現場盤・電源分岐盤は撤去
計装設備		超音波流量計は、検出器含め撤去 電磁流量計は、変換器のみ更新
付帯設備 （消防設備、空調設備、照明設備等）		更新 無線設備、外灯は流用

修正後

（２）整備対象設備及び主な整備内容

本事業の整備対象設備と主な整備内容を表１−３に示す。整備対象設備の詳細は別紙３に示す。

表１－３　整備対象設備及び整備内容

整備対象設備		整備内容
送水ポンプ	電動機及びポンプ	1号と3号は更新又は流用（オーバーホールを含む） 2号は更新、4号は新設
	速度制御装置	全てVVVF方式とする 1号、2号、3号は更新、4号は新設
冷却水ポンプ		電動機及びポンプ軸受に対する冷却方式に 水冷を採用する場合は冷却水配管と併せて更新
油圧設備（貯油槽、油圧ポンプ等）		吐出弁の弁方式変更に伴い撤去
ポンプ室弁類（吐出弁、仕切弁等）		吐出弁はバタフライ弁＋逆止弁とし、 1号、2号、3号は更新、４号は新設 その他はバルブコントローラのみ更新
調整池弁類（仕切弁、バタフライ弁、バイパス弁等）		バルブコントローラのみ更新
特高受変電設備（ガス絶縁開閉装置、主変圧器）		環境配慮型設備で更新
高低圧電気設備	アクティブフィルタ盤等	撤去
	その他（配電盤、分電盤等）	更新 進相コンデンサ盤は受変電棟とポンプ棟で統合 低圧分電盤は維持管理性を考慮した2系統分割構成
非常用発電設備	地下燃料タンク	40,000Lの燃料タンクを増設
	非常用発電設備本体	流用
	その他（電気盤、ポンプ等）	タンク増設に伴う改造（既設メーカーに別途発注）
監視制御装置	中央処理装置	小雀ポンプ場管理室から主要設備の操作ができる機器を整備 主要設備における制御機能のリスク分散のため、分散制御方式を採用 水運用センター管理室においても小雀ポンプ場と同様の監視制御ができる機器を整備
	PLC盤	最適な冗長化を図り更新
	リモート入出力装置	更新、受変電系はポンプ棟電気室に集約
	その他（ポンプ盤、計装盤等）	更新 油圧設備関連の現場盤・電源分岐盤は撤去
計装設備		超音波流量計は、検出器含め撤去 電磁流量計は、変換器のみ更新
付帯設備 （消防設備、空調設備、照明設備等）		更新 無線設備、外灯、自家発電室のファン類、ファン類のダクト、中和設備は流用

備考欄

・変更

・変更

・変更

・変更

<table>
<tr><th>修正前</th><th>修正後</th><th>備考欄</th></tr>
<tr>
<td>

（３）維持管理業務の対象設備

（略）

表１－４　維持管理業務の対象設備

維持管理業務の範囲		新設設備	既設設備	土木構造物、建築物
日常点検等業務	週例点検	○	○	○
	月例点検	○	○	○
	年次点検	○	○	○
保守修繕業務（更新後に追加）	精密点検、計画修繕	○	－	－
計画外修繕業務		○	○	○
その他（警報等の障害発生時の対応）		○	○	○

（略）

</td>
<td>

（３）維持管理業務の対象設備

（略）

表１－４　維持管理業務の対象設備

維持管理業務の範囲		新設設備	既設設備	土木構造物、建築物
日常点検等業務	週例点検	○	○	○
	月例点検	○	○	○
	年次点検	○	○	○
保守修繕業務（更新後に追加）	精密点検、計画修繕	○	－	－
計画外修繕業務		○	○	○
緊急時対応業務		○	○	○

（略）

</td>
<td>・変更</td>
</tr>
</table>

修正前	修正後	備考欄
第２　入札参加者が備えるべき参加資格要件 **１　応募者及び入札参加者の構成等** （略） **（２）　事業スキーム（参考例）** **本事業のスキーム（例）を下図に示す。** （略） **３　各業務における参加資格要件** **（１）工事を実施する企業の要件** （略） ケ　機械企業は、公告の日前 20 年以内に、国内の上下水道施設において、元請（共同企業体での実績は機械担当の構成員）として、吸込口径 800㎜ 以上のポンプ設備の更新工事（新設工事含む）の実績があること。 コ　建設ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、設計業務及び施工業務の事業期間を通じて、設計及び施工業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を専任で配置できること。なお、統括責任者は、契約日までに完了した事業の統括等の業務経験（プロジェクトマネージャーなど）を有していること。 （略）	**第２　入札参加者が備えるべき参加資格要件** **１　応募者及び入札参加者の構成等** （略） **（２）　事業スキーム（参考例）** **本事業のスキーム（参考例）を下図に示す。** （略） **３　各業務における参加資格要件** **（１）工事を実施する企業の要件** （略） ケ　機械企業は、公告の日前 30 年以内に、国内の上下水道施設において、元請（共同企業体での実績は機械担当の構成員）として、吸込口径 800㎜ 以上のポンプ設備の更新工事（新設工事含む）の実績があること。 コ　建設ＪＶ代表企業もしくは単体企業は、設計業務及び施工業務の事業期間を通じて、設計及び施工業務全体を総合的に調整・管理する統括責任者を選任し配置できること。なお、統括責任者は、契約日までに完了した事業の統括等の業務経験（プロジェクトマネージャーなど）を有していること。 （略）	・変更 ・変更 ・変更

修正前	修正後	備考欄
第９　対価の支払に関する事項 （略） **３　プロフィットシェア** （略） （プロフィットシェアのイメージ） 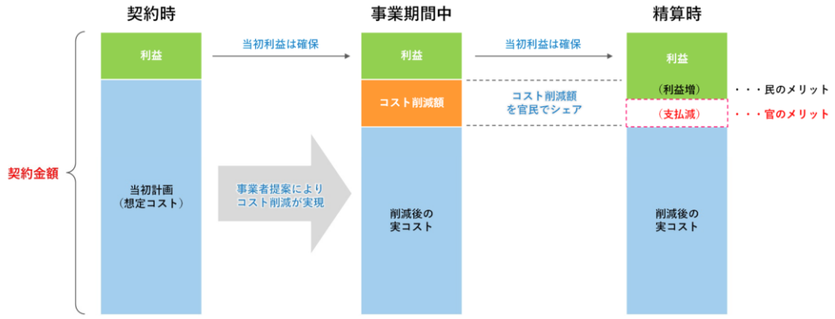 	**第９　対価の支払に関する事項** （略） **３　プロフィットシェア** （略） 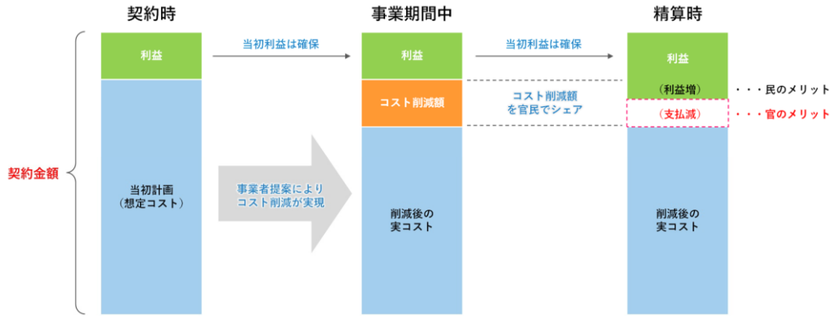 図９－１　プロフィットシェアのイメージ図	・変更

修正前	修正後	備考欄
【別紙１】対象設備位置図（S＝1/1200） 全体図 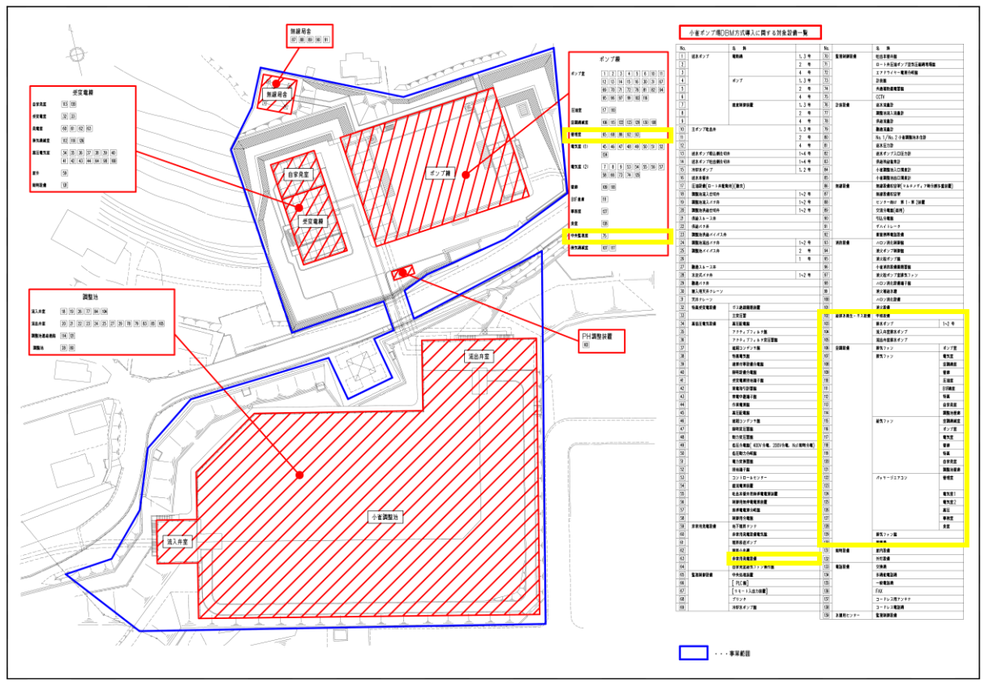	【別紙１】対象設備位置図（S＝1/1200） 全体図 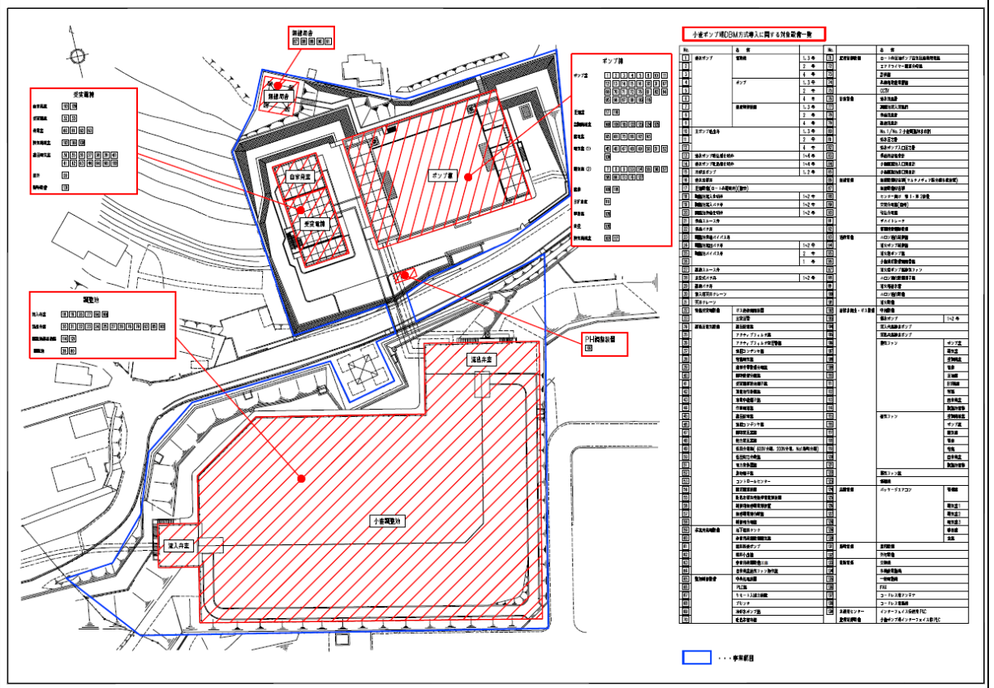	・変更 （黄色着色箇所）

修正前	修正後	備考欄
小雀ポンプ場システム構成図（既設） 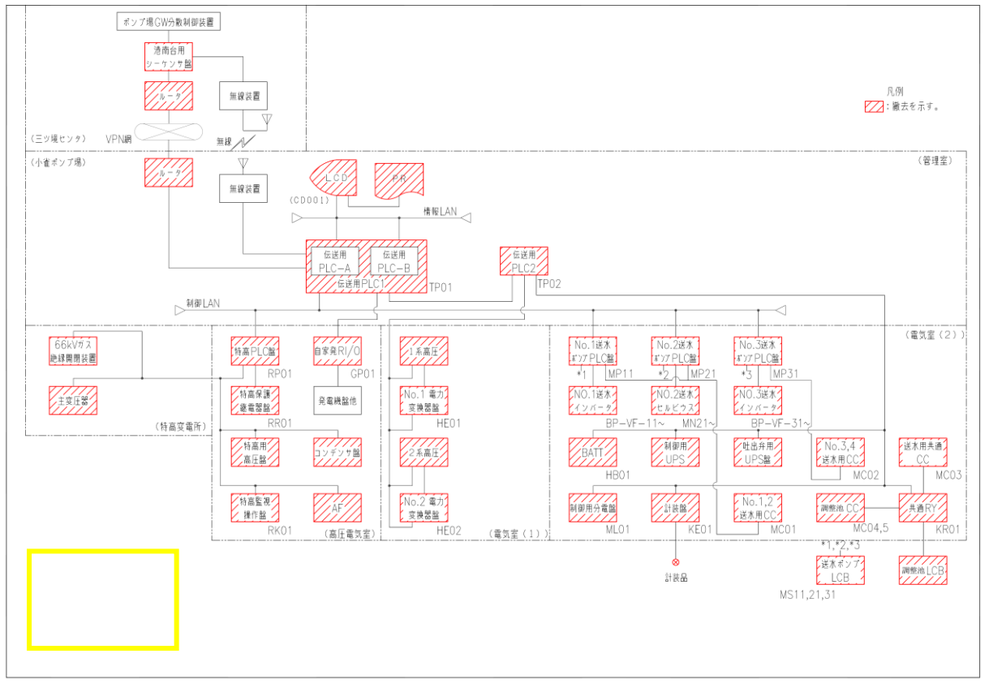 	小雀ポンプ場システム構成図（既設） 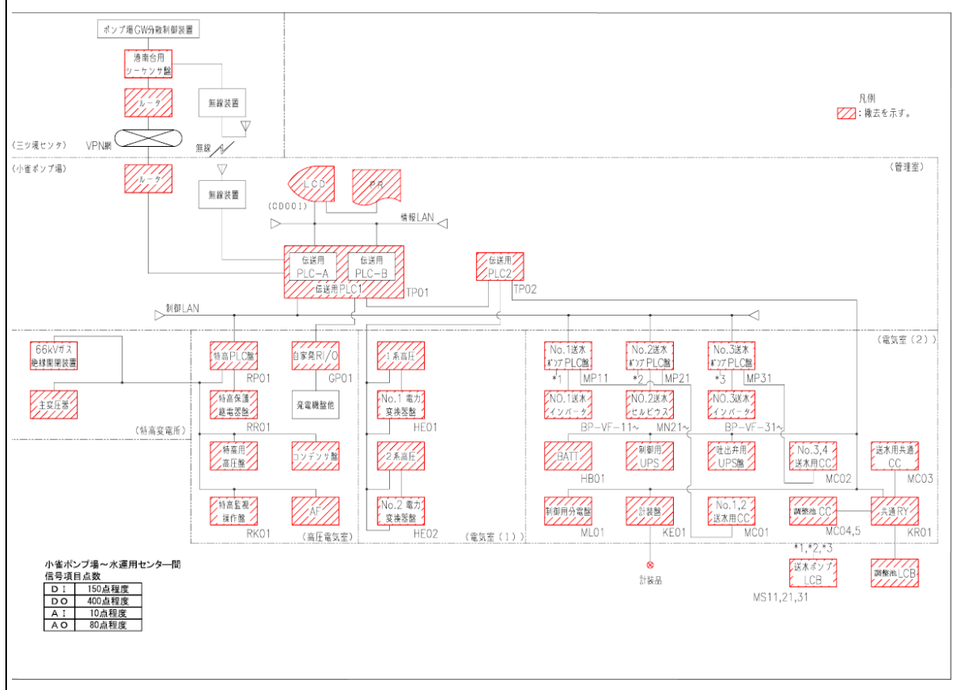 	・追加 （黄色着色箇所）

修正前	修正後	備考欄
計装フローシート 計測項目：小雀調整池流入流量計 数量　　：全体 1、今回 1、既設 0 計測項目：融通バタ弁開度 数量　　：全体 1、今回 0、既設 1 計測項目：供給バタ弁開度 数量　　：全体 1、今回 0、既設 1 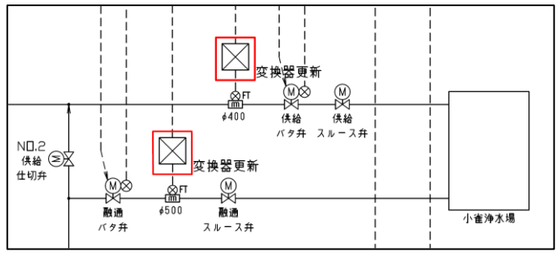 	計装フローシート 計測項目：小雀調整池流入流量計 数量　　：全体 0、今回 0、既設 1 計測項目：融通バタ弁開度 数量　　：全体 1、今回 1、既設 1 計測項目：供給バタ弁開度 数量　　：全体 1、今回 1、既設 1 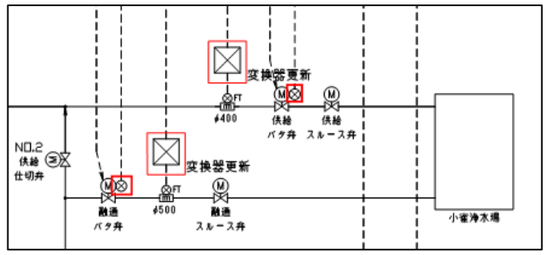 	・変更 ・変更 ・変更

修正前	修正後	備考欄
	ＣＣＴＶカメラ設置場所　５ページ追加 送水ポンプ１号、３号　オーバーホール範囲図　１ページ追加	・追加 ・追加

修正前	修正後	備考欄
【別紙２】小雀ポンプ場周辺用途地域 2026/6/12 時点 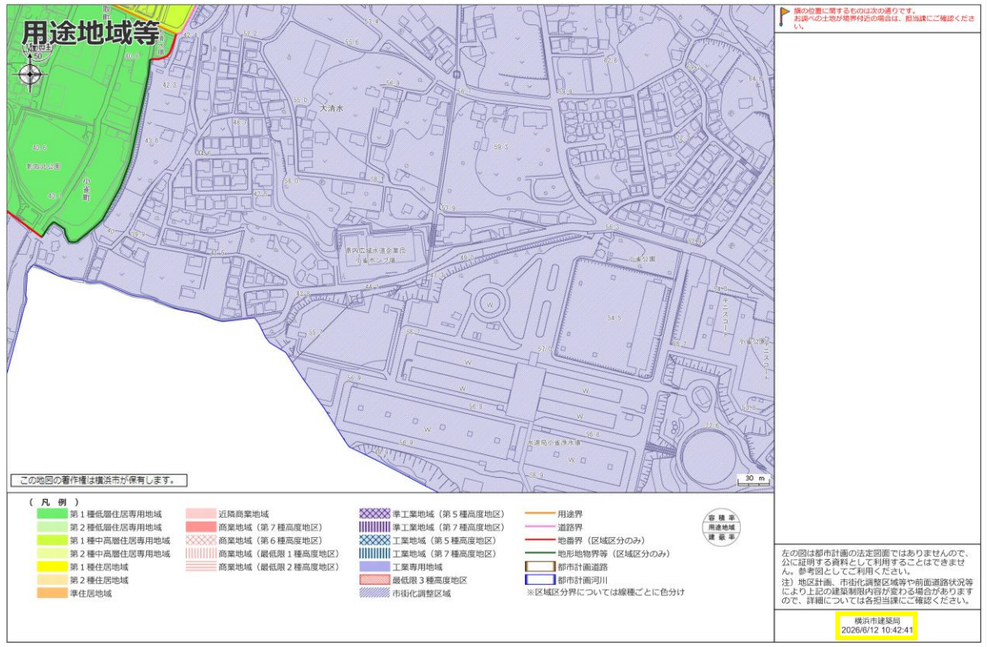	【別紙２】小雀ポンプ場周辺用途地域 2026/9/28 時点 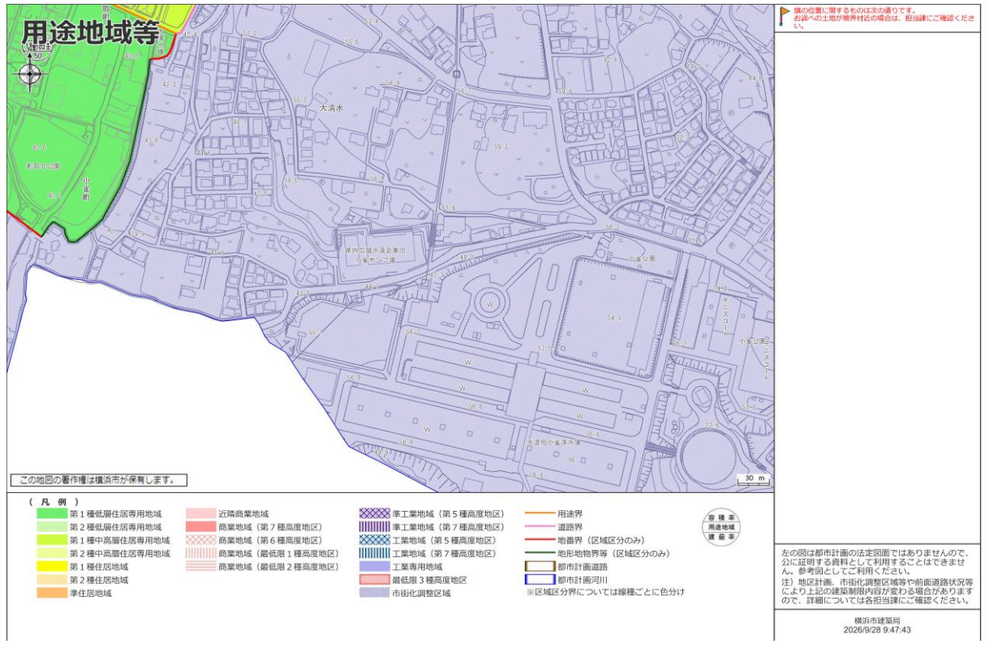	・変更 （黄色着色箇所）

修正前	修正後	備考欄
【別紙３】対象設備一覧	【別紙３】対象設備一覧	・変更

No.	名称			数量	竣工年度	設置場所		既設メーカー	撤去	新設	増設	更新	流用	保守継続	備考
1	送水ポンプ	電動機	1、3号	2台	2017	ポンプ棟	ポンプ室	日立製作所				○	○	○	・更新又は流用 ただし、流用の場合はオーバーホールを行うこと
2			2号	1台	2000		ポンプ室	日立製作所				○		○	
3			4号	1台	－		ポンプ室	－		○				○	
4		ポンプ	1、3号	2台	1992		ポンプ室	日立製作所				○	○	○	・更新又は流用 ただし、流用の場合はオーバーホールを行うこと
5			2号	1台	2000		ポンプ室	日立製作所				○		○	
6			4号	1台	－		ポンプ室	－		○				○	
7		流量制御装置	1、3号	2台	2017		電気室(2)	日立製作所				○		○	・WWF方式で更新
8			2号	1台	2000		電気室(2)	日立製作所				○		○	・WWF方式で更新
9			4号	1台	－		電気室(2)	－		○				○	・WWF方式で新設
10	主ポンプ仕出弁		1、3号	2台	1992		ポンプ室	－				○		○	バタフライ弁＋逆止弁で更新
11			2号	1台	2000		ポンプ室	－				○		○	バタフライ弁＋逆止弁で更新
12			4号	1台	－		ポンプ室	－		○				○	バタフライ弁＋逆止弁で新設
13	送水ポンプ吸込側仕切弁		1～4号	4台	1997		ポンプ室	－				△		○	・4号は新設、1～3号はバルブコントローラのみ更新
14	送水ポンプ吐出側仕切弁		1～4号	4台	1997		ポンプ室	－				△		○	・4号は新設、1～3号はバルブコントローラのみ更新
15	冷却水ポンプ		1、2号	2台	2016		ポンプ室	－				○		○	
16	送水主管弁			1台	1998		ポンプ室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
17	圧油設備 （ロード弁駆動用）	貯油槽、圧油ポンプ 圧油槽、窒気圧縮機 エアドライヤ		1式	1992		圧油室	－	○						・6日毎の弁方式運営に伴い撤去
18	調整池流入仕切弁		1～2号	2台	1995	調整池	流入弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
19	調整池流入バタ弁		1～2号	2台	1995		流入弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
20	調整池排砂仕切弁		1～2号	2台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
21	堤防スルース弁			1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
22	堤防バタ弁			1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
23	調整池排砂バイパス弁			1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
24	調整池流出バタ弁		1～2号	2台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
25	調整池バイパス弁		2号	1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
26	調整池バイパス弁		1号	1台	1995		流入弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
27	堤通スルース弁			1台	1996		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
28	水没式バタ弁		1～2号	2台	1997	調整池	－					△		○	・バルブコントローラのみ更新
29	堤通バタ弁			1台	1998	調整池	－					△		○	・バルブコントローラのみ更新
30	搬入用天井クレーン			1台	1991	ポンプ棟搬入室	－						○		
31	天井クレーン			1台	1991	ポンプ棟ポンプ室	－						○		
32	特高受変電設備	ガス絶縁開閉装置		1式	2000	受変電棟受変電室	日立製作所					○		○	・環境配慮型設備で更新
33		主変圧器		1式	2000	受変電棟受変電室	日立製作所					○		○	・環境配慮型設備で更新
34	高低圧電気設備	高圧配電盤		8面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
35		アクティブフィルタ盤		2面	2000	受変電棟電気室	－		○						・撤去
36		アクティブフィルタ直圧器盤		2面	2000	受変電棟電気室	－		○						・撤去
37		進相コンデンサ盤		2面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	・ポンプ棟電気室と統合
38		特高電気盤		2面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
39		建築付帯設備分電盤		1面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
40		照明設備分電盤		1面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
41		受変電棟接地端子盤		1面	1998	受変電棟電気室	－					○		○	
42		保護制御盤		1面	1998	受変電棟電気室	－						○		
43		無停電補償器盤		1面	2000	受変電棟電気室	－						○		
44		作業電源盤		1面	1998	受変電棟電気室	－							○	
45		高圧配電盤		12面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
46		進相コンデンサ盤		8面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	・受変電棟電気室と統合
47		照明変圧器盤		2面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
48		動力変圧器盤		3面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
49		低圧分電盤 （400V分電、230V分電、No1脱帽分電）		3面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	・維持管理性を考慮した２系統分割構成とする
50		低圧動力分岐盤		1面	1997	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
51		電力変換機盤		2面	1991	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
52		接地端子盤		1面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	・接地銅線および接地極も更新
53		コントロールセンター		5面	1999	ポンプ棟電気室(2)	－					○		○	
54		直流電源装置		1組	2012	ポンプ棟電気室(2)	GSユアサ					○		○	
55		吐出水管弁用無停電電源装置		1組	2025	ポンプ棟電気室(2)	山洋電気		○						・逆止弁新設により逆流対策となるため
56		制御制御停電電源装置		1組	2025	ポンプ棟電気室(2)	山洋電気					○		○	
57		無停電電源装置		1面	2012	ポンプ棟電気室(2)	－					○		○	
58		制御用分電盤		1面	1991	ポンプ棟電気室(2)	－					○		○	
59	非常用発電設備	地下燃料タンク		1基	2013	受変電棟 屋外	－			○				○	・現況20,000Lに対して、40,000Lの燃料タンクを増設して、合計60,000Lのタンクとする ・現状の燃料タンクは発電機業務の対象外とする
60		非常用発電設備発電機盤		1組	2013	受変電棟発電機室	－						○		・タンク増設に伴う改造 ・必要な改造を既設メーカーへ別途発注する
61		燃料移送ポンプ		2台	2013	受変電棟発電機室	－						○		・タンク増設に伴う改造 ・必要な改造を既設メーカーへ別途発注する
62		燃料小出槽		1台	2013	受変電棟発電機室	－						○		・タンク増設に伴う改造 ・必要な改造を既設メーカーへ別途発注する
63		非常用発電設備		1式	2013	受変電棟発電機室	メタウォーター						○		
64		吉原発電気ファン操作盤		1面	2013	受変電棟電気室	－						○		

No.	名称			数量	竣工年度	設置場所		既設メーカー	撤去	新設	増設	更新	流用	保守継続	備考
1	送水ポンプ	電動機	1、3号	2台	2017	ポンプ棟	ポンプ室	日立製作所				○	○	○	・更新又は流用 ただし、流用の場合はオーバーホールを行うこと
2			2号	1台	2000		ポンプ室	日立製作所				○		○	
3			4号	1台	－		ポンプ室	－		○				○	
4		ポンプ	1、3号	2台	1992		ポンプ室	日立製作所				○	○	○	・更新又は流用 ただし、流用の場合はオーバーホールを行うこと
5			2号	1台	2000		ポンプ室	日立製作所				○		○	
6			4号	1台	－		ポンプ室	－		○				○	
7		流量制御装置	1、3号	2台	2017		電気室(2)	日立製作所				○		○	・WWF方式で更新
8			2号	1台	2000		電気室(2)	日立製作所				○		○	・WWF方式で更新
9			4号	1台	－		電気室(2)	－		○				○	・WWF方式で新設
10	主ポンプ仕出弁		1、3号	2台	1992		ポンプ室	－				○		○	バタフライ弁＋逆止弁で更新
11			2号	1台	2000		ポンプ室	－				○		○	バタフライ弁＋逆止弁で更新
12			4号	1台	－		ポンプ室	－		○				○	バタフライ弁＋逆止弁で新設
13	送水ポンプ吸込側仕切弁		1～4号	4台	1997		ポンプ室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
14	送水ポンプ吐出側仕切弁		1～4号	4台	1997		ポンプ室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
15	冷却水ポンプ		1、2号	2台	2016		ポンプ室	－				○		○	
16	送水主管弁			1台	1998		ポンプ室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
17	圧油設備 （ロード弁駆動用）	貯油槽、圧油ポンプ 圧油槽、窒気圧縮機 エアドライヤ		1式	1992		圧油室	－	○						・6日毎の弁方式運営に伴い撤去
18	調整池流入仕切弁		1～2号	2台	1995	調整池	流入弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
19	調整池流入バタ弁		1～2号	2台	1995		流入弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
20	調整池排砂仕切弁		1～2号	2台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
21	堤防スルース弁			1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
22	堤防バタ弁			1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
23	調整池排砂バイパス弁			1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
24	調整池流出バタ弁		1～2号	2台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
25	調整池バイパス弁		2号	1台	1995		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
26	調整池バイパス弁		1号	1台	1995		流入弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
27	堤通スルース弁			1台	1996		流出弁室	－				△		○	・バルブコントローラのみ更新
28	水没式バタ弁		1～2号	2台	1997	調整池	－					△		○	・バルブコントローラのみ更新
29	堤通バタ弁			1台	1998	調整池	－					△		○	・バルブコントローラのみ更新
30	搬入用天井クレーン			1台	1991	ポンプ棟搬入室	－						○		
31	天井クレーン			1台	1991	ポンプ棟ポンプ室	－						○		
32	特高受変電設備	ガス絶縁開閉装置		1式	2000	受変電棟受変電室	日立製作所					○		○	・環境配慮型設備で更新
33		主変圧器		2台	2000	受変電棟受変電室	日立製作所					○		○	・環境配慮型設備で更新
34	高低圧電気設備	高圧配電盤		9面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
35		アクティブフィルタ盤		2面	2000	受変電棟電気室	－		○						・撤去
36		アクティブフィルタ直圧器盤		2面	2000	受変電棟電気室	－		○						・撤去
37		進相コンデンサ盤		2面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	・ポンプ棟電気室と統合
38		特高電気盤		2面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
39		建築付帯設備分電盤		1面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
40		照明設備分電盤		1面	2000	受変電棟電気室	－					○		○	
41		受変電棟接地端子盤		1面	1998	受変電棟電気室	－					○		○	
42		保護制御盤		1面	1998	受変電棟電気室	－						必須		
43		無停電補償器盤		1面	2000	受変電棟電気室	－						必須		
44		作業電源盤		1面	1998	受変電棟電気室	－					○		○	
45		高圧配電盤		12面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
46		進相コンデンサ盤		8面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	・受変電棟電気室と統合
47		照明変圧器盤		2面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
48		動力変圧器盤		3面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
49		低圧分電盤 （400V分電、230V分電、No1脱帽分電）		3面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	・維持管理性を考慮した２系統分割構成とする
50		低圧動力分岐盤		1面	1997	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
51		電力変換機盤		2面	1991	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	
52		接地端子盤		1面	1992	ポンプ棟電気室(1)	－					○		○	・接地銅線および接地極も更新
53		コントロールセンター		5面	1999	ポンプ棟電気室(2)	－					○		○	
54		直流電源装置		1組	2012	ポンプ棟電気室(2)	GSユアサ					○		○	
55		吐出水管弁用無停電電源装置		1組	2025	ポンプ棟電気室(2)	山洋電気	○							・逆止弁新設により逆流対策となるため撤去
56		制御制御停電電源装置		1組	2025	ポンプ棟電気室(2)	山洋電気					○		○	
57		無停電電源装置		1面	2012	ポンプ棟電気室(2)	－					○		○	
58		制御用分電盤		1面	1991	ポンプ棟電気室(2)	－					○		○	
59	非常用発電設備	地下燃料タンク		1基	2013	受変電棟 屋外	－			○				○	・現況20,000Lに対して、40,000Lの燃料タンクを増設して、合計60,000Lのタンクとする ・燃料タンクの解業（気密試験）は既設負の事業者が行う
60		非常用発電設備発電機盤		1組	2013	受変電棟発電機室	－						○		・タンク増設に伴う改造 ・必要な改造を既設メーカーへ別途発注する
61		燃料移送ポンプ		2台	2013	受変電棟発電機室	－						○		・タンク増設に伴う改造 ・必要な改造を既設メーカーへ別途発注する
62		燃料小出槽		1台	2013	受変電棟発電機室	－						○		・タンク増設に伴う改造 ・必要な改造を既設メーカーへ別途発注する
63		非常用発電設備本体		1式	2013	受変電棟発電機室	メタウォーター						○		
64		吉原発電気ファン操作盤		1面	2013	受変電棟電気室	－						○		

修正前

No.	名称		数量	竣工年度	設置場所	既設メーカー	撤去	新設	増設	更新	流用	保守修繕	備考
65	監視制御設備	中央処理装置	1台	2012	ポンプ検管理室	日立製作所				○		○	・管理室からポンプ場・調整池の主要機器を操作可能とする ・水運用センターにおいても小雀ポンプ場管理室と同等の監視操作ができること
66		[PLC盤] 伝送用PLC-A,B 特高PLC No.1～3送水ポンプPLC	5面	2012	ポンプ検管理室 受変電検電気室 ポンプ検電気室(2)	日立製作所				○		○	・PLCは最適な冗長化を図る ・通信プロトコルは汎用規格で構築
67		リモート入出力装置	21台	2012	ポンプ場	–				○		○	・更新、受変電系はポンプ検電気室に集約 ・過圧設備関連の現場盤・電源分岐盤は撤去
68		プリンタ	1台	2012	ポンプ検管理室	–	○						
69		冷却水ポンプ盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
70		吐出水管弁盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
71		コート弁圧油ポンプ空気圧縮機現場盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–	○						
72		エアドライヤー電源分岐盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–	○						
73		計装盤	1面	2012	ポンプ検電気室(2)	–				○		○	
74		共通補助機電器盤	1面	2012	ポンプ検電気室(2)	–				○		○	
75		CCTV	1式			–				○		○	・設備監視用、原監視用を兼ねたカメラシステムとする ・水運用センターでも監視可能とする
76	計装設備	送水流量計	1台	1985	ポンプ検ポンプ室	–				△		○	・変換器は更新、検出器は流用
77		調整池流入流量計	1台	1985	調整池	–	○						
78		供給流量計	1台	1985	調整池	–				△		○	・変換器は更新、検出器は流用
79		離通流量計	1台	1985	調整池	–				△		○	・変換器は更新、検出器は流用
80		No.1/No.2 小雀調整池水位計	2台	2012	調整池	–				○		○	
81		送水圧力計	1台	2012	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
82		送水ポンプ入口圧力計	1台	2012	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
83		供給残留塩素計	1台	2011	調整池	横河電機					○		
84		小雀調整池入口濁度計	1台	2013	調整池	横河電機					○		
85		小雀調整池出口濁度計	1台	2013	調整池	横河電機					○		
86	無線設備	無線設備収容架（マルチメディア時分割多重装置）	1面		ポンプ検管理室	–					○		
87		無線設備収容架	1面	2016	無線局舎	–					○		
88		センター向け 第1・第2装置	1面	2016	無線局舎	–					○		
89		交流分電盤(専用)	1面	2016	無線局舎	–					○		
90		引込分電盤	1面	2016	無線局舎	–					○		
91		デハイトレータ	1面	2016	無線局舎	–					○		
92		衛星携帯電話設備	1面		ポンプ検管理室	–					○		
93	消防設備	ハロン消火制御盤			ポンプ検管理室	–				○		○	
94		消火ポンプ制御盤		1987	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
95		消火栓ポンプ盤		1987	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
96		小雀消防設備開閉器盤		1987	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
97		消火栓ポンプ室排気ファン			ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
98		ハロン消火設備端子盤		1987	受変電検	–				○		○	
99		消火補給水槽		1987	ポンプ検	–				○		○	
100		ハロン消火設備 ハロゲン化物消火剤貯蔵容器、起動用ガス容器、起動装置、表示灯、噴射ヘッド、自動閉鎖装置			受変電検	–				○		○	
101		消火設備 消火器、消火栓設備、火災報知器、誘導灯、排煙設備、非常用コンセント設備、非常電源、防排煙制御設備			ポンプ場	–				○		○	
102	給排水衛生・ガス設備	中和設備制御盤	1面	2014	ポンプ検	–					○		
103		排水ポンプ 1～2号	2台		ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
104		流入弁室排水ポンプ	1台		調整池 流入弁室	–				○		○	
105		流出弁室排水ポンプ	1台		流出弁室	–				○		○	
106	空調設備	排気ファン ポンプ室	1台		ポンプ検空調機械室	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
107		電気室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
108		空調機室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
109		管廊	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
110		圧油室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
111		BIT倉庫	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
112		特高	1台		受変電検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
113		自家発室	1台		受変電検	–					○		・自家発の補器扱いとして更新対象外とする
114		調整池管廊	1台		調整池連絡通路	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
115		給気ファン 空調機械室	1台		ポンプ検空調機械室	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
116		ポンプ室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
117		電気室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
118		管廊	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
119		特高	1台		受変電検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
120		自家発室	1台		受変電検	–					○		・自家発の補器扱いとして更新対象外とする
121		調整池管廊	1台		調整池連絡通路	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
122		パッケージエアコン 管理室	1台	2009	ポンプ検空調機械室	–				○		○	
123			1台	1987	ポンプ検空調機械室	–				○		○	
124		電気室1	1台	2009	ポンプ検電気室(1)	–				○		○	・容量見直し
125		電気室2	2台	2009	ポンプ検電気室(2)	–				○		○	・容量見直し
126		電気室3	3台	2015	受変電検電気室	–				○		○	・容量見直し
127		事務室	1台	2015	ポンプ検	–				○		○	
128		食堂	1台	2015	ポンプ検	–				○		○	
129		排煙ファン盤	1面		ポンプ検空調機械室	–				○		○	
130		排煙機	2台		ポンプ検空調機械室	–				○		○	
131	照明設備	屋内設備	1式	1987	ポンプ検、受変電検、弁室	–				○		○	・LEDへ更新
132		外灯設備	1式	2024		–					○		
133	電話設備	交換機	1台	2018	ポンプ場	–				○		○	
134		多機能電話機	1台	2018	ポンプ場	–				○		○	
135		一般電話線	6台	2018	ポンプ場	–				○		○	
136		FAX	1台	2018	ポンプ場	–				○		○	
137		コードレス用アンテナ	10台	2018	ポンプ場	–				○		○	
138		コードレス電話機	3台	2018	ポンプ場	–				○		○	
139	水運用センター監視制御設備	インターフェイス伝送用PLC 小雀ポンプ場インターフェイス用PLC	2面		水運用センター2階	–				○		○	・上位のポンプ(3)分割制御PLCの伝送規約に従い伝送すること ・有線無線切替機能を持たせること ・水運用センター監視制御設備に必要となる改造は既設メーカーへ別途発注する

※更新のうち「△」は設備の一部更新を示すものである。

修正後

No.	名称		数量	竣工年度	設置場所	既設メーカー	撤去	新設	増設	更新	流用	保守修繕	備考
65	監視制御設備	中央処理装置	1台	2012	ポンプ検管理室	日立製作所				○		○	・管理室からポンプ場・調整池の主要機器を操作可能とする ・水運用センターにおいても小雀ポンプ場管理室と同等の監視操作ができること
66		[PLC盤] 伝送用PLC-A,B 特高PLC No.1～3送水ポンプPLC	5面	2012	ポンプ検管理室 受変電検電気室 ポンプ検電気室(2)	日立製作所				○		○	・PLCは最適な冗長化を図る ・通信プロトコルは汎用規格で構築
67		リモート入出力装置	21台	2012	ポンプ場	–				○		○	・更新、受変電系はポンプ検電気室に集約 ・過圧設備関連の現場盤・電源分岐盤は撤去
68		プリンタ	1台	2012	ポンプ検管理室	–	○						
69		冷却水ポンプ盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
70		吐出水管弁盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
71		コート弁圧油ポンプ空気圧縮機現場盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–	○						
72		エアドライヤー電源分岐盤	1面	1999	ポンプ検ポンプ室	–	○						
73		計装盤	1面	2012	ポンプ検電気室(2)	–				○		○	
74		共通補助機電器盤	1面	2012	ポンプ検電気室(2)	–				○		○	
75		CCTV	1式			–				○		○	・設備監視用、原監視用を兼ねたカメラシステムとする ・水運用センターでも監視可能とする
76	計装設備	送水流量計	1台	1985	ポンプ検ポンプ室	–				△		○	・変換器は更新、検出器は流用可能
77		調整池流入流量計	1台	1985	調整池	–	○						
78		供給流量計	1台	1985	調整池	–				△		○	・変換器は更新、検出器は流用可能
79		離通流量計	1台	1985	調整池	–				△		○	・変換器は更新、検出器は流用可能
80		No.1/No.2 小雀調整池水位計	2台	2012	調整池	–				○		○	
81		送水圧力計	1台	2012	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
82		送水ポンプ入口圧力計	1台	2012	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
83		供給残留塩素計	1台	2011	調整池	横河電機					必須		
84		小雀調整池入口濁度計	1台	2013	調整池	横河電機					必須		
85		小雀調整池出口濁度計	1台	2013	調整池	横河電機					必須		
86	無線設備	無線設備収容架（マルチメディア時分割多重装置）	1面		ポンプ検管理室	–					必須		
87		無線設備収容架	1面	2016	無線局舎	–					必須		
88		センター向け 第1・第2装置	1面	2016	無線局舎	–					必須		
89		交流分電盤(専用)	1面	2016	無線局舎	–					必須		
90		引込分電盤	1面	2016	無線局舎	–					必須		
91		デハイトレータ	1面	2016	無線局舎	–					必須		
92		衛星携帯電話設備	1面		ポンプ検管理室	–					必須		
93	消防設備	ハロン消火制御盤			ポンプ検管理室	–				○		○	
94		消火ポンプ制御盤		1987	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
95		消火栓ポンプ盤		1987	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
96		小雀消防設備開閉器盤		1987	ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
97		消火栓ポンプ室排気ファン			ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
98		ハロン消火設備端子盤		1987	受変電検	–				○		○	
99		消火補給水槽		1987	ポンプ検	–				○		○	
100		ハロン消火設備 ハロゲン化物消火剤貯蔵容器、起動用ガス容器、起動装置、表示灯、噴射ヘッド、自動閉鎖装置			受変電検	–				○		○	
101		消火設備 消火器、消火栓設備、火災報知器、誘導灯、排煙設備、非常用コンセント設備、非常電源、防排煙制御設備			ポンプ場	–				○		○	
102	給排水衛生・ガス設備	中和設備	1面	2014	ポンプ検	–					必須		
103		排水ポンプ 1～2号	2台		ポンプ検ポンプ室	–				○		○	
104		流入弁室排水ポンプ	1台		調整池 流入弁室	–				○		○	
105		流出弁室排水ポンプ	1台		流出弁室	–				○		○	
106		排気ファン ポンプ室	1台		ポンプ検空調機械室	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
107		電気室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
108		空調機室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
109		管廊	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
110		圧油室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
111		BIT倉庫	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
112		特高	1台		受変電検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
113		自家発室	1台		受変電検	–					○		・自家発の補器扱いとして更新対象外とする
114		調整池管廊	1台		調整池連絡通路	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
115		給気ファン 空調機械室	1台		ポンプ検空調機械室	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
116		ポンプ室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
117		電気室	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
118		管廊	1台		ポンプ検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
119		特高	1台		受変電検	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
120		自家発室	1台		受変電検	–					○		・自家発の補器扱いとして更新対象外とする
121		調整池管廊	1台		調整池連絡通路	–				○		○	・ダクト自体は流用可能
122		排煙ファン盤	1面		ポンプ検空調機械室	–				○		○	
123		排煙機	2台		ポンプ検空調機械室	–				○		○	
124	空調設備	パッケージエアコン 管理室	1台	2009	ポンプ検空調機械室	–				○		○	
125			1台	1987	ポンプ検空調機械室	–				○		○	
126		電気室1	1台	2009	ポンプ検電気室(1)	–				○		○	・容量見直し
127		電気室2	2台	2009	ポンプ検電気室(2)	–				○		○	・容量見直し
128		電気室3	3台	2015	受変電検電気室	–				○		○	・容量見直し
129		事務室	1台	2015	ポンプ検	–				○		○	
130		食堂	1台	2015	ポンプ検	–				○		○	
131	照明設備	屋内設備	1式	1987	ポンプ検、受変電検、弁室	–				○		○	・LEDへ更新 ・一部水銀灯が含まれる
132		外灯設備	1式	2024		–					○		
133	電話設備	交換機	1台	2018	ポンプ場	–				○		○	
134		多機能電話機	1台	2018	ポンプ場	–				○		○	
135		一般電話線	6台	2018	ポンプ場	–				○		○	
136		FAX	1台	2018	ポンプ場	–				○		○	
137		コードレス用アンテナ	10台	2018	ポンプ場	–				○		○	
138		コードレス電話機	3台	2018	ポンプ場	–				○		○	
139	水運用センター監視制御設備	インターフェイス伝送用PLC 小雀ポンプ場インターフェイス用PLC	2面		水運用センター2階	–				○		○	・上位のポンプ(3)分割制御PLCの伝送規約に従い伝送すること ・有線無線切替機能を持たせること ・水運用センター監視制御設備に必要となる改造は既設メーカーへ企業団が別途発注する

※更新のうち「△」は設備の一部更新を示すものである。

※事業者の判断で「流用」としている設備を「更新」にしてもよい。ただし、「必須」とあるものは「流用」とすること。

備考欄

・変更